

松江市農村改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市農村改善センター設置及び管理に関する条例（平成 18 年松江市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表(第 11 条関係)				別表(第 11 条関係)			
1 八雲構造改善センターの利用料金基準額				1 八雲構造改善センターの利用料金基準額			
種別		基準額(1 時間当たり)		種別		基準額(1 時間当たり)	
		一般利用	営利用			一般利用	営利用
多目的 ホール	平日の <u>床面積</u> 2 分の 1 以上の利用	<u>1,430 円</u>	<u>4,290 円</u>	多目的 ホール	平日の _____ 2 分の 1 以上の利用	<u>1,100 円</u>	<u>3,300 円</u>
	土、日曜日及び休日の <u>床面積</u> 2 分の 1 以上の利用	<u>1,710 円</u>	<u>5,140 円</u>	多目的 ホール	土、日曜日及び休日の _____ 2 分の 1 以上の利用	<u>1,310 円</u>	<u>3,950 円</u>
	平日の <u>床面積</u> 2 分の 1 未満の利用	<u>710 円</u>	<u>2,140 円</u>		平日の _____ 2 分の 1 未満の利用	<u>550 円</u>	<u>1,650 円</u>
	土、日曜日及び休日の <u>床面積</u> 2 分の 1 未満の利用	<u>840 円</u>	<u>2,560 円</u>		土、日曜日及び休日の _____ 2 分の 1 未満の利用	<u>650 円</u>	<u>1,970 円</u>
	生産研修室	<u>920 円</u>	<u>1,850 円</u>		生産研修室	<u>710 円</u>	<u>1,420 円</u>
	会議室	<u>920 円</u>	<u>1,850 円</u>		会議室	<u>710 円</u>	<u>1,420 円</u>
農事研修室		<u>920 円</u>	<u>1,850 円</u>	農事研修室		<u>710 円</u>	<u>1,420 円</u>
農産加工室		<u>1,850 円</u>	<u>3,700 円</u>	農産加工室		<u>1,420 円</u>	<u>2,850 円</u>
備考 略				備考 略			
2 略				2 略			

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。